

衆議院総務委員会ニュース

【第208回国会】令和4年5月10日（火）、第16回の委員会が開かれました。

1 電気通信事業法の一部を改正する法律案（内閣提出第48号）

- ・金子総務大臣、中西総務副大臣、山田デジタル大臣政務官、渡辺総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）井林辰憲君（自民）、川崎ひでと君（自民）、輿水恵一君（公明）、道下大樹君（立民）、奥野総一郎君（立民）、岡本あき子君（立民）、沢田良君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

井林辰憲君（自民）

- （1） 有線ブロードバンドサービスに係る交付金制度に関し、支援の継続期間、赤字の補填割合及び設備維持費に加え大規模修繕費や災害復旧費への支援の必要性についての総務省の見解
- （2） 国のシステムやデータの地方移転及びデジタル田園都市国家構想の今後の方針
- （3） 特定利用者情報の適正な取扱いが義務付けられる電気通信事業者の周知及び当該義務適用範囲の拡大の必要性についての総務省の見解
- （4） 国際競争力の強化に向けた大臣の決意

川崎ひでと君（自民）

- （1） LINE株式会社における利用者情報の海外流出事案の経緯
- （2） 個人情報及び通信の秘密の漏えいによるリスク
- （3） 電気通信事業法改正案
 - ア 本改正案提出の意図
 - イ 本改正案の内容に関する諸外国との比較
 - ウ 海外事業者が電気通信事業の届出を行っていない場合の総務省の対応
 - エ 「利用者の利益に及ぼす影響が大きい」電気通信事業者の具体的な基準
 - オ エの基準に該当した際に、同一IDで顧客管理を行う関連会社も規制対象になるのかについての確認
 - カ 総務大臣への報告が求められる「重大な事故及び重大な事故のおそれ」の定義
 - キ 本改正案が事業者の自主性及びイノベーションを阻害しないものであることの大臣への確認

輿水恵一君（公明）

- （1） 個人情報保護法関係
 - ア 二重規制との指摘の中で電気通信事業法と個人情報保護法の関係についての総務省における整理
 - イ 個人情報保護法における個人情報の定義及びウェブの閲覧履歴等の利用者情報の取扱い
- （2） 安心・安全で信頼できる通信サービス・ネットワークの確保
 - ア 利用者に関する情報の外部送信に当たっての確認機会の付与を本改正案で行う必要性及び規制の対象をネット上で情報通信事業を営む企業全般の行為にまで拡大しようとするに至った経緯
 - イ 本改正案において適正な取扱いの対象が特定利用者情報に限定されていることについて、利用者保護の観点から課題が残るとの考えに対する総務省の見解
 - ウ 利用者情報の取扱いに関する規制について、諸外国と足並みをそろえる必要性についての大臣の見解
 - エ 特定利用者情報の取扱い規制の対象外となる事業者に関する利用者保護の必要性についての総務

省の見解

オ 特定利用者情報の取扱い規制の対象となる事業者の基準を利用者数 1,000 万人以上とした経緯及び今後の見直しの可能性

カ 利用者に関する情報の外部送信に当たっての確認機会の付与の具体的内容

(3) 個人に関する情報についての原理原則を定めたルールの必要性に対する個人情報保護委員会の見解

道下大樹君（立民）

(1) 4月28日の本委員会における参考人の意見及び答弁（以下「参考人意見」という。）

ア 「電気通信事業ガバナンス検討会」の議論の過程で規制内容が後退した等の参考人意見に対する総務省の見解

イ 利用者に関する情報の外部送信に際し、通知又は公表では利用者保護は不十分ではないかとの懸念に対する総務省の見解

ウ 本改正案と個人情報保護法は二重規制に当たらないとの参考人意見に対する大臣の見解

エ 官民共同規制について、利用者・消費者の意見を踏まえること及び当該規制では実効性が上がらない場合には個々の行為へのより厳しい規制を考えることが必要であるとの参考人意見に対する総務省の見解

(2) 個人情報保護法

ア 個人情報保護法における個人情報の範囲が国際基準から遅れているとの考えに対する個人情報保護委員会の見解

イ ターゲティング広告等の規制に際しプロファイリングの規制が必要との考えに対する個人情報保護委員会の見解

(3) 利用者に関する情報の適正な取扱い

ア 特定利用者情報の適正な取扱い及び利用者に関する情報の第三者への外部送信に係る規律の担保措置及び罰則

イ 利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信事業者に楽天モバイル及びNTTドコモが該当するか否かの確認

ウ 罰則の基準を海外と合わせるべきとの考えに対する総務省及び大臣の見解

エ 個人情報等の管理及び保護に関し、個人情報保護法との調整の必要性についての大臣の見解

オ 「電気通信事業ガバナンス検討会」の今後の方針

(4) 卸料金の低廉化による、卸元事業者等の設備投資等に与える影響及び新規参入者によるクリームスキミング等への危惧に対する大臣の見解

奥野総一郎君（立民）

(1) ブロードバンドサービスの基礎的電気通信役務化

ア 本改正案の具体的な狙い及び効果

イ 諸外国におけるブロードバンドサービスの位置付け

ウ 諸外国における速度等の品質基準の規定及び有線に限定した事例の有無

エ 本改正案の想定するブロードバンドの範囲

オ 無線ブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務の対象に含めない理由

カ デジタル田園都市国家構想に関連して5Gの展開を前倒しで進めることについての総務省の見解

キ 有線ブロードバンドサービスに係る交付金の財源の最終的な利用者への転嫁の可能性並びに想定される交付金の総額及び1契約当たりの負担額

ク 負担金の目的及び額の周知の必要性についての総務省の見解

(2) 認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の行う攻撃先設備探査

- ア 当該探査の具体的内容
- イ 当該探査と通信の秘密及び公共の福祉との関係
- ウ 当該探査と通信の秘密及び公共の福祉について整理する必要性についての総務大臣の見解
- (3) 利用者に関する情報の外部送信
 - ア 第3号事業者のうち電気通信事業法の適用を受ける者の範囲を拡大した目的並びに規制の方向性及び狙い
 - イ 海外事業者を電気通信事業法の規律の対象とすることについての大臣の決意
 - ウ 本改正案による利用者に関する情報の保護の実効性への疑義に対する大臣の見解

岡本あき子君（立民）

- (1) ブロードバンドサービスの基礎的電気通信役務化
 - ア 事業者による基礎的電気通信役務の提供義務が、業務提供区域内に限られているために区域外の希望者に提供できない可能性及びその場合の事業者の責任の範囲
 - イ 採算が取れずに事業者が撤退する可能性及び撤退制限の可否
 - ウ 法改正により不採算地域におけるブロードバンドサービスの運営が公設公営方式から民設民営方式等に移行が進むのか及び自治体の負担は解消されるのかについての確認
 - エ 政府が最終的にブロードバンドサービスの整備に責任を負うべきとの考えに対する大臣の見解
- (2) 利用者に関する情報の外部送信
 - ア 利用者に関する情報の内容
 - イ 外部送信先の第三者から更に外部の第三者に情報が送信される場合に、外部送信規律が適用される範囲
 - ウ オプトアウト作業の複雑さを改善するために利用者に関する情報の第三者への提供の範囲を制限できないのかについての確認
 - エ 同意疲れだけでなく、不同意疲れ対策も講じるべきとの考えに対する大臣の見解
 - オ 改正案の施行後もデジタル社会に対応した不断の見直しを行うことについての大臣の意思
- (3) 特定卸電気通信役務の提供義務
 - ア 特定卸役務の提供義務の拒否事由は、接続方式の拒否事由と同様かについての確認
 - イ MVNOの乱立や新規参入者のクリームスキミング防止などの公正な運用についての総務省の見解

沢田良君（維新）

- (1) 有線ブロードバンドサービスに係る交付金制度
 - ア 交付金制度について議論された場所
 - イ 「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会」において、国民負担率が高まる中における更なる負担の増加による経済の下振れ効果について議論されたか及び今後も継続的に議論されるのかについての確認
 - ウ 今後の議論では、国民が抱えられる負担の上限も視点に組み込むべきとの考えに対する大臣の見解
- (2) サイバー攻撃
 - ア サイバー攻撃により国民及び企業に起こり得る不利益
 - イ 攻撃を受けた際の各省庁の連携の現状及び今後の課題
- (3) 「電気通信事業ガバナンス検討会」の構成員に、電気通信分野に関する事業者や産業界を代表する者を追加するべきとの考えに対する総務省の見解